

労働政策審議会職業安定分科会運営規程の一部改正について (民間労働力需給制度部会の名称等の変更)

趣旨

職業安定法の改正により、平成16年3月1日から地方公共団体が無料職業紹介事業を行うことが可能となり、「民間」以外の者が労働力需給調整機関に加わったことから、本分科会に置かれた民間労働力需給制度部会の名称等を変更するため、労働政策審議会職業安定分科会運営規程を改正することとする。

改正の内容

労働政策審議会職業安定分科会運営規程の一部を改正する規程

労働政策審議会職業安定分科会運営規程の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「民間労働力需給制度部会」を「労働力需給制度部会」に改める。

別表中「民間労働力需給制度部会」を「労働力需給制度部会」に、「民間労働力需給制度に関し」を「民間等の労働力需給制度に関し」に改める。

附 則

この規程は、分科会により議決された日から施行する。

〈参考〉

労働政策審議会職業安定分科会運営規程

第5条 分科会に、雇用対策基本問題部会、雇用保険部会及び民間労働力需給制度部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会の所掌事務、専決事項及び部会に属すべき委員及び臨時委員の数は別表のとおりとする。

3～7（略）

第7条 この規程の改廃は、分科会の議決に基づいて行う。

別表

名 称	所 掌 事 务	専 決 事 項	委 員 及 び 臨 時 委 員 の 数
(略)	(略)	(略)	(略)
民間労働力需給制度部会	・民間労働力需給制度に関し必要な調査審議をすること。	・一般労働者派遣事業の許可に関する事項について ・有料職業紹介事業及び無料職業紹介事業の許可に関する事項について	労働者を代表するもの 3 使用者を代表するもの 3 公益を代表するもの 3

（備考）（略）

○労働政策審議会職業安定分科会運営規定

第五条 分科会に、雇用対策基本問題部会、雇用保険部会及び労働力需給制度部会（以下「部会」という。）を置く。

別表				
名 称	所掌事務	専決事項	委員及び臨時委員の数	
(略)	(略)	(略)	(略)	第五条 分科会に、雇用対策基本問題部会、雇用保険部会及び労働力需給制度部会(以下「部会」という。)を置く。
労働力需給制度部会	・民間労働力需給制度に關し審議をするな度調査すること。	・民間労働力需給制度に關する事項可派てるの職事有につつ関事無紹	・一般労働者を代表するもの三三三	第五条 分科会に、雇用対策基本問題部会、雇用保険部会及び民間労働力需給制度部会(以下「部会」という。)を置く。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
名 称	所掌事務	専決事項	委員及び臨時委員の数	
(略)	(略)	(略)	(略)	第五条 分科会に、雇用対策基本問題部会、雇用保険部会及び民間労働力需給制度部会(以下「部会」という。)を置く。
労働力需給制度部会	・民間労働力需給制度に關し審議をするな度調査すること。	・一般労働者を代表するもの三三三	・一般労働者を代表するもの三三三	第五条 分科会に、雇用対策基本問題部会、雇用保険部会及び民間労働力需給制度部会(以下「部会」という。)を置く。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

労働政策審議会職業安定分科会運営規程

(施行)

第一条 労働政策審議会職業安定分科会（以下「分科会」という。）の議事運営は、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第九条、労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号）及び労働政策審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第二条 分科会に属すべき委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）のうち、労働者を代表するもの、使用者を代表するもの及び公益を代表するものは、各七人とする。

第三条 分科会の会議（以下単に「会議」という。）は、会長の請求があつたとき、分科会長が必要があると認めるときは又は委員等の三分の一以上から請求があつたときに分科会長が招集する。

2 会長又は委員等は、分科会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

3 分科会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも七日前までに付議事項、日時及び場所を委員等及び会長に通知しなければならない。

4 前二項の規定は、第五条に規定する部会について準用する。

第四条 委員等は、分科会長の許可を受けて、代理者を出席させることができる。ただし、代理者は、審議会令第九条第三項において準用する同条第一項及び第二項の規定の適用については、欠席したものとして取り扱う。

第五条 分科会に、雇用対策基本問題部会、雇用保険部会及び民間労働力需給制度部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会の所掌事務、専決事項及び部会に属すべき委員及び臨時委員の数は、別表のとおりとする。

3 部会が前項の専決事項について議決をしたときは、当該議決をもつて分科会の議決とする。ただし、分科会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関する事項について、分科会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない。

4 部会の専決事項として第二項に定めるもののほか、部会の所掌事務に属する事項で軽微なものうち、分科会長が部会の専決事項とすることが適當であると認めたものについては、当該部会の議決をもつて分科会の議決とする。

5 前項の規定により部会が議決をしたときは、当該部会長は分科会長にその旨を通知しなければならない。

6 部会に、その所掌事務について特に専門的な調査を行う必要があるときは、その定めるところにより、専門委員会を置くことができる。

7 専門委員会の議事運営に關し必要な事項は、専門委員会を置く部会の部会長が当該部会に諮つて定める。

第六条 この規程に定めるもののほか、部会の議事運営に關し必要な事項は、部会長が部会に諮つて定める。

第七条 この規程の改廃は、分科会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成十三年一月二十五日から施行する。